

くらしの窓すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階
tel.03-3398-3141



2022.3 NO. 327
令和4年3月1日発行

18歳から「大人」!

すでに18歳、19歳に達している人は、4月1日から新成人となります。

~できることが増える分、

だまされないためにも

注意が必要です~

2022年4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳になると自分の意思で様々な契約ができるようになります。

例えば、「携帯電話の契約をする」「一人暮らしのアパートを借りる」「クレジットカードを作る」(ただし、支払い能力による)「ローンを組んで自動車を購入する」(ただし、返済能力による)などができるようになります。

一方で、未成年者が親(法定代理人)の同意を得ずに契約をした場合に契約を取り消すことができる「未成年者取消権」は使えなくなります。この未成年者取消権は、未成年者を保護するものであり、未成年者の消費者被害を防止する役割があります。

法律の保護がなくなった18歳・19歳が、悪質商法のターゲットになり、だまされて契約をしてトラブルにならないように注意が必要です。

契約とは、自分と相手の「意思表示の合致」によって成立します。

口頭で合意するだけでも契約は成立します。



消費者トラブルにあわないためには、正しい知識を身につけてトラブル事例を知ることが大切です。

次ページのクイズに挑戦して、自分の知識を確認しよう!

Q 17歳の高校生が、親（法定代理人）に内緒で3万円の化粧品セットを契約した。
この契約は取り消せる？

A ● **未成年者取消しができる。**
未成年者が親（法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。
*ただし、小遣いの範囲の少額な契約、「成人である」とか、「親（法定代理人）の同意がある」と積極的にウソをついたりした場合などは、未成年者取消しができません。

Q 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて5万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

A ● **契約してから8日間であれば、クーリング・オフできます。**
突然路上で呼び止められるキャッチセールスは、契約した日より8日以内であればクーリング・オフできます。

若者に多い消費者被害の事例はこちらでもご覧いただけます。



国民生活センター「若者の消費者トラブル」

Q ネットショップでTシャツを買ったけれど、似合わない。クーリング・オフできる？

A ● **クーリング・オフできない。**
ネットショッピングは法律上のクーリング・オフ制度はありません。
ただし、ネットショップ独自に、返品可否やその条件についてルールを定めている場合があります。
注文前に利用規約を、必ず確認してください。

Q 消費者トラブルにあった時、相談先はわかりますか？

A ● **消費者センターや事業者（お客様相談室等）に相談する**
消費者センターの相談専用電話は、4ページ目をご覧ください。
自分が契約したサービスでトラブルにあった時、何も行動をせずに諦めてしまうと、トラブルが解決しないだけでなく、悪質業者は不正な取引をし続けることとなります。さらなる被害の拡大を抑えるためにも、消費者センターに連絡して対応を求めることが大切です。

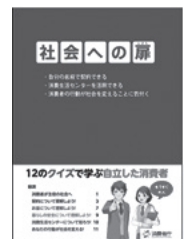
トラブルにあわないために・・・

- 本当に必要な契約か、よく考え即決はしない。
- 契約の内容をよく理解する。
- 身近な人に相談をする。
- 成年でも、不当な勧誘行為や詐欺、脅迫の場合など、取消しを主張できる場合もあるので、不安に思った時は消費者センターに相談する。

クイズ「社会への扉」（消費者庁）は、こちらの2次元コードからご覧いただけます。



杉並区立消費者センターのHPにも「成年年齢18歳への引下げ」について詳しく掲載しておりますのでご覧ください。





消費者グループ連絡会は、消費者運動を進めてきた団体や環境教育を行うグループ、生協など八つの団体で構成されています。時々の生活の課題について学習会や上映会を開いています。また毎月の定例会では杉並保健所や消費者センターから情報提供があり、意見交換をしています。

1月30日

学習会「新型コロナワクチン、接種しますか？」

拙速な開発、臨床試験が十分でない段階で特例認証されたワクチンに危険性がないのか、またこれまで経験したことがない副反応が起きる可能性がないのかなどを学びました。講師は「ミツバチ大量死は警告する」「香害 そのニオイから身を守るには」の著者であるジャーナリストの岡田幹治さんでした。



5月22日

学習会「水道を民営化していいのか？」

政府は2018年12月に水道法を改正し、老朽化した水道管の補修などの問題解決のために、水道事業を民間企業に売却するコンセッション方式を推奨しています。

「どうする？日本の水道」の上映会と「日本の水道をどうする！？民営化か公共の再生か」の著者内田聖子さんをお招きして、水道を民営化したらどうなるのかお話をいただき、一緒に考えました。



9月18日

学習会「種苗法改定について学ぼう」

2021年4月に改定種苗法が施行されました。種苗法改定に対しては賛否があり、自家採取・自家増殖している農家と、種苗育成農家の異なった立場の意見があります。双方の農業の現場の声を取材し、専門家の分析も加えた映画「タネは誰のもの」を上映し、映画のプロデューサーでもある元農水大臣の山田正彦さんのお話を伺い、学習しました。

11月10日

区長に要望書を提出

- 区の施設から自動販売機を撤去し、それに代わる給水器を各所に設置
 - 学校給食の牛乳をパック牛乳からビン牛乳へ
 - 水素自動車の推進
 - 区の施設に井戸を設置
 - 有機食材中心の給食が実現できる道筋を
 - 小中学校及び区の施設に石けん洗剤を導入
 - 消費者団体の映画上映会に対する補助
- 以上7点を要望しました。



消費者の権利 …… 2004年に制定された大切な消費者基本法の基本理念です。

- ①安全が確保される権利
- ②選択の機会が確保される権利
- ③必要な情報が提供される権利
- ④教育の機会が確保される権利
- ⑤意見が反映される権利
- ⑥適切かつ迅速に被害から救済される権利

特別相談を実施します!!

杉並区立消費者センターでは東京都と共同で3月に特別相談を実施します。以下の日程で、相談者の年齢にかかわらず、また、ご本人以外からも受け付けています。まずは、お電話でご相談ください。相談はいずれも **無料** です。

● 杉並区立消費者センター 相談電話 **03-3398-3121**

平日の午前9時～午後4時（杉並区民の方がご利用になれます）

● 東京都消費生活総合センター 相談電話 **03-3235-1155**

月～土曜日の午前9時～午後5時

◆ 特別相談「多重債務」◆

3月7日（月）、8日（火）

借金などで悩んでいませんか。
専門家に相談して
解決しましょう。



◆ 若者トラブル110番 ◆

3月14日（月）、15日（火）

架空請求や出会い系サイト、街で声を
掛けられたり、通信販売のトラブルなど、
さまざまな相談に応じます。

こんな相談がありました!!

【お得になる?電気・ガスの契約変更】

自宅訪問や電話勧誘でトラブル発生!

相談事例

電力会社の代理店を名乗る業者が「電気とガスの料金がお得になるプランがある。」と訪ねてきた。現在契約している電力会社が新しいプランを開始したと思い、検針票を見せると「今、この場で契約の変更をすれば安くなりますよ」と急がされ、申込書に記入した。しかし、後で申込書の内容を確認すると、電力会社が変わっていることに気づいた。また、今までより料金が割高になるようだ。



電気



ガス



消費者へのアドバイス

- 「お得になりますよ」と勧誘されて切り替えても、使用状況やライフスタイルによっては料金が高くなる場合があります。セールストークに流されてその場で決めたりせず、本当にお得になるかよく検討しましょう。
- 大手電力会社・ガス会社の名前を出して信用させたいうえで、勧誘するケースもあります。勧誘してきた会社名と、契約の相手先となる会社名を確かめましょう。
- 「検針票を見せて」「検針票に書いてある番号を教えてください」と言われてもすぐに見せたり教えたりしないようにしましょう。検針票には、契約の切り替えに必要な個人情報記載されています。検針票の内容を伝えてしまい、勝手に契約を変えられてしまったという事例もあります。
- 契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、消費者センターにご相談ください。

商品の購入、契約などについてトラブルが起きたとき、迷ったときなどお気軽にご相談下さい!

杉並区立 消費者センター

相談専用 **03-3398-3121**

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）

杉並区立消費者センター

検索